

第 5 回整備方針検討委員会会議録

日 時 平成 18 年 12 月 5 日（火） 13：30～16：20
場 所 日高農村環境改善センター6 号室
出席者 占部委員長、寺嶋副委員長、小川委員、大西委員、湊崎委員、嶋田委員、
竹中委員、吉田委員、山本委員、中道委員、足田委員
(事務局) 瀬崎助役、中奥課長、辻参事、岩下課長補佐、片山課長補佐、原係長、
中村主査、長谷川主任（北但行政事務組合）
館田、長谷川（受託業者）
(傍聴者) 0 名

1 開 会

委員長 : 水間委員が欠席ですが、嶋田委員は遅れてこられます。半数以上が出席されていますので本委員会は成立いたします。

2 第 4 回検討委員会会議録確認

事務局 : 内容をご確認頂き、何かあればご連絡願います。

3 報告事項

- (1) 「リサイクルセンター啓発機能」先進地視察記録について

事務局より参考資料について説明

4 検討事項

- (1) リサイクルセンター啓発機能について

事務局より資料 2 について説明

委員長 : 事務局の提案に対してのご意見・質問をお願いします。

委員 : 視察した 2 施設では対応は随分違っていたと思われます。一方の施設は、人も時間もお金もかけておられました。もう一方の施設は、自転車は再生されましたが、他のものは持ち込まれたものを市民が無料で引き取られるシステムでした。人も時間もお金もかけておられた施設は、色々な教室等を行われていましたが、比較的利用者が限定されていたと思われます。多くのお金をかけた割には、効果が少ないのではなかったかと思います。一方で、行政として、減量・資源化の啓発活動は必要と思いますので、そのバランスを検討すべきと思

います。ガラス細工までは必要ないのではないかとも思います。

委員 : 一方の施設は公設公営であり、もう一方の施設の場合はNPOが入っておられましたが、民営的なイメージがあり、民間に任せきりのイメージがありました。今回の市民参画の方法としては、実際にどのようなものかハッキリしないと、検討が難しいのではないのでしょうか。

委員長 : 具体的な案を事務局でお持ちですか。

事務局 : 施設については行政が整備しますが、教室を開いたり工房を運営する上では、行政に技術的な専門家がいるわけではありませんので、地元やシルバー人材センターでの人材を活用し、また、教室の内容・カリキュラムについても、行政が考える訳ではなく、実際に運営をお願いしたいと考えている住民団体等に提案頂き、協力を得て運営していきたいと考えています。

委員 : 運営の費用については、どうなるのでしょうか。行政から費用がでるのでしょうか。

事務局 : どれぐらいの費用をかけるかまでは確定していませんが、行政サイドだけで運営すると、利用者が限定されてしまい効果が薄くなると考えています。NPO 団体等が運営することで、より多くの利用者が確保されることを期待しています。指定管理者制度の利用も考えられます。行政だけでは、リサイクルセンターの効率的な運用ができないと考えています。

委員長 : 費用はどうなりますか。

事務局 : 費用面では確定していませんが、委託部分や確保すべき費用はこれからの議論となります。委託料なしで全てをお願いすることはできないと考えています。

委員長 : P18 に示されているのが原則であり、詳細なところまでは確定されていないようです。

副委員長 : 運営の必要経費については、行政が出さざるを得ないが、行政にはリサイクルの専門家もいませんし、コストも高くなります。どうやって、その経費を削減するかが必要になると思います。その方法として、技術をもったシルバーの方にボランティア的に協力頂いたり、NPO に委託したりと、どのように運営するかがこれからの検討事項ではないのでしょうか。

委員 : 日高の福祉祭りでは、不用品をバザーで出しています。福祉祭りのように、無料でもって行くのではなく、福祉事業の一環として実施すればよいのではないのでしょうか。各地区に福祉委員がおられますので、その方の協力をお願いすることも考えられると思います。

委員 : 人材が一番のネックになるかと思います。今から、人材を育成する活動が必要ではないのでしょうか。地球温暖化防止推進委員、ボランティア、NPO とのネットワークを今から構築する必要があるのではないのでしょうか。できてから検討するのは、遅いと思います。

委員 : 視察した施設の場合では、市外の方が再生品を持って行くとお聞きしました。また、粗大ごみとして処理料金を徴収し収集しているの、再利用したものをさらに行政が売ることではできず、民間に委託していると聞きました。副委員長がいわれたように、行政には人材がおられないので、シルバー人材センターや自転車組合等と協力し、無償に近い形で、1市2町の外に頼らない方法が模索できないでしょうか。

委員長 : シルバー人材等の具体的な話が出ましたが、その他ございませんでしょうか。

委員 : ボランティアや市民参画ばかりに期待すると、運営が形骸化するのではないのでしょうか。公民館の運営のようにリーダーとなる人が必要ではないのでしょうか。

委員長 : リーダー的な方とは行政の方でしょうか。

委員 : 経費的な面が不明なので、必ずしも行政の方である必要はないと思いますが、啓発運動を積極的自主的に出来る人が中心とならないと、施設整備だけで終わってしまうのではないのでしょうか。

副委員長 : 修理・再生の場で家電製品の再生が「×」になっていますが、皆さんからご意見があるのではないかと思っていました。家電製品については、新製品が出ると使えるのに捨てられることがあるので、使用できるものが出てくるのではないかと思います。組合では安全性の面から「×」とされていますが、みなさんのご意見をお聞きしたいと思います。

委員長 : ご意見があればお願いします。古いものを直して利用し電気用品安全法がかかるとなれば、家電メーカーと同じ製造者責任があると思います。視察された施設の場合は、無料だから法の適用外だったのででしょうか。

事務局 : 視察した施設の場合は実際に、ステレオ等が展示されていましたが、職員の方は手を加えられていません。展示品を気にいった方が、工房等で動作を確認して持ち帰られていました。電気用品安全法には該当しないとの考え方のようです。

副委員長 : 電化製品については、もったいないですが、少し不具合があっても買換られている状況もあると思います。

委員 : 台風23号による災害の時には冷蔵庫がたくさんでました。

副委員長 : 水に浸かったあとでも乾燥させれば使えるようですね。

委員 : あとで聞きましたが、すでに山積みされてしまい使えない状況でした。

委員 : 視察した施設では、自転車を行政が修理すると製造者責任が生じますので、市民が自ら修理することで責任を回避しているようでした。絶えずつきまとう問題と思われます。

副委員長 : 日本の場合は中古を利用するよりも、新しく製造する風潮もあると思います。

自治体レベルでは難しい面があります。

委員長 : 使用されなくなったものは、中古販売店に持ち込んでもらうよう住民に伝えていくことも必要なのかもしれませんが。

委員 : 家庭・事業所から排出されるものの中には再利用できるものがたくさんあると思います。排出されたものの再利用について、インターネットを使った情報交換を行政で行うことも一つの方法ですし、指定管理者制度等により NPO 等に任せることも可能と思います。インターネットを利用し、事業所から排出されるものも対象に行ってもらいたいと思います。また、北但地域では現在環境イベントが開催されていません。兵庫県下では、姫路市・南但で、粗大ごみの不用品のリサイクルに関するイベントが行われています。今から行うことによりごみの減量化、施設規模の縮小につながると思いますが、何か計画はありますでしょうか。

事務局 : 姫路市はお城祭りで、大規模に慣習的に行われています。北但では現存計画はありませんが、柳祭りでは鞆の在庫品が安く販売される等のフリーマーケットも各地域で行われています。今後、行政・民間で共同して行われることが望ましいと思います。今までのリサイクルセンターの啓発施設については、ほとんど成功事例はないと思います。このような施設を環境面での地域の拠点にするという目的がある一方、市街地につくれない場合には、なかなか利用が見込めない等の課題があります。

委員長 : 事務局でも悩まれている問題ですので、ご意見を出して頂きたい。P17 に関して、家電製品についてはご意見を頂きましたが、フリーマーケットについてはいかがでしょうか。

委員 : 地域の公民館行事で、不用品を出して頂き、ふれあいバザーを年 1 回開催しています。午前中で不用品が全てなくなるほど盛況です。リサイクルセンターでの再生品も、そのようなところに一緒に出品すれば、集客が見込めるのではないのでしょうか。

委員 : 粗大ごみに出そうと考えていた家具をしばらく置いておくと、引取りを希望される方が現れました。市や一定の地域で、日を決めて不用品を出して頂き、一定期間展示すれば、それなりの需要が見込めるのではないのでしょうか。

委員長 : 不用品の展示は、施設での開催でしょうか。

委員 : 各地区で開催することも可能ですし、行政全域であれば施設でも可能と考えます。

委員長 : 事務局案では「×」になっていますが、可能ということでしょうか。

委員 : 南但のリサイクルフェアでは年に 1 回、ストックしておいた不用な家具類・自転車を抽選で提供されています。場所がどこであろうとも、今からでもできるのではないのでしょうか。

委員 : 視察した 2 つの自治体では、区長会がどのように動かれているのか分かりますでしょうか。

- 事務局 : 確認できていません。
- 委員 : 分別等の理解を求めていく上で、区長会を上手く利用できるのではないかと思います。
- 委員 : 啓発施設をつくるのであれば、作って終わるのではなく、運営の方向性が大事だと思います。資源化・減量化を進めていく上で、常に情報発信をし続ける施設にすべきだと思います。
- 委員長 : フリーマーケットが「×」となっているのは他施設で行っているからとありますが、これでよろしいでしょうか。
- 副委員長 : 「×」については、常時開催しないという意味でよろしいのではないのでしょうか。会議室やスペース等が空いているときに、開催することはよいのではないのでしょうか。
- 事務局 : 例えば屋外に屋根付き等のフリーマーケット専用広場等の施設を整備しないという意味で「×」をつけています。副委員長がおっしゃったような会議室を利用してのフリーマーケットの開催については、考えられると思います。
- 委員長 : 整備内容の説明に変更はないのでしょうか。「実施しない」ではなく「設置しない」ではないのでしょうか。
- 事務局 : 先進地では屋根付きのフリーマーケット専用広場を常設されていまして、そのような施設について整備しないということです。
- 委員 : 北但の旧市町毎で開催することも可能と思います。その場合、市の職員だけでなく、区長会を利用することを考えるべきだと思います。
- 事務局 : 北但地域内で行われるイベントでのフリーマーケットには参加していきたいと考えています。視察した中では、屋根付きの専用スペースを設けている事例もありましたが、そこまではしないという意味です。ただし、施設の中で何かイベントを開催する場合は、フリーマーケットもありうると考えています。
- 委員長 : 資料 P17 のフリーマーケットの「×」は、フリーマーケットをしないという意味ではなく、フリーマーケット専用の設備を整備しないという理解でよろしいのでしょうか。
- 事務局 : その通りです。
- 委員 : 施設を整備し利用者を強制的に呼ぶような方法よりも、利用者が積極的に来る形になればよいと思います。
- 委員長 : 資料 P17 の家電製品については「×」でよろしいでしょうか。
- 委員一同 : 了解
- 委員長 : 資料 P18 の在り方については、色々ご意見を頂きましたが、事務局案の範囲内であろうと思いますので、事務局案でよろしいでしょうか。また、できること

については、できるだけ早く行って欲しいという集約でよろしいでしょうか。

副委員長：また、別の運営計画委員会を設立され、計画を練られてもよいと思います。

事務局：皆様にご検討頂きたいのは、P15の表1に示す工房・コーナー等を室として設けるか否かということです。

委員長：資料P17の表2について、その他必要な施設・設備がありますでしょうか。

委員：電気製品については、工房はなくても、展示は必要なのではないでしょうか。まだ使えるような電気製品については、啓発の意味からも展示する必要があるのではないのでしょうか。

事務局：家具・自転車は工房を整備することは可能と考えますが、電気製品については、修理を行う工房を整備し、修理したものを展示することは難しいと考えています。

委員：高等学校の電気科等と連携し、実習の一環として学校で修理してもらい、その修理品を展示するようなことはできないのでしょうか。

委員：先日、地域で文化祭がありフリーマーケットが開催されました。その中で電気製品が出ており、電気屋から古い製品が提供されていました。使用済みの不良品ではなく新しいけど使用していない不用品を出してもらい、展示することは可能ではないのでしょうか。

委員長：電気製品について、電気屋から出る不用品については住民に提供することも可能ではないかと意見がでましたが、事務局ではどのように考えられていますでしょうか。

事務局：P17に記載している工房は、修繕を行う場としています。家電製品についても、そのまま使えるのであれば、再生品展示コーナーに並ぶことも可能ではないかと考えられます。

事務局：電化製品については、表面的な状態がよくても、発火等の危険がありますので、組合としては扱いたくないと考えています。組合としては、民間のリサイクルショップ等に誘導していきたいと考えています。

委員：フリーマーケットでも家電製品は扱われないのでしょうか。

事務局：責任の所在が当事者同士であれば、出店を止めることは考えておりませんが、組合に責任の所在が残る場合は避けたいと考えています。

委員：部屋の数については、概ね資料P17でよろしいのではないのでしょうか。

委員長：吉田委員がいわれたように、必要な部屋については、資料P17の表2で概ねよろしいのではないのでしょうか。また、家電製品の提供等については、後は運用段階で検討するという事でよろしいのではないのでしょうか。

委員：家電製品についても、今後の動向もあると思います。家電製品工房については「△」にしておいて、検討するという事でよろしいのではないのでしょうか。

委員：不用品を展示し、引き取って頂くということで、人の出入りもあり、啓発につ

ながら効果的だと思います。フリーマーケットが「×」となっているのは、そのようなスペースを全く設けられないということでしょうか。

委員長 : 先ほどの説明では、専用スペースは確保しないが、フリーマーケットは行うということも可能だと思いますが。

事務局 : 資料 P17 のフリーマーケットは、集客や環境教育の観点から、フリーマーケットができる専用の場所を整備するのかという意味です。リサイクルセンターに搬入されたものを修理して出すことについては、再生品展示コーナーで可能と考えます。

副委員長 : 資料 P17 の整備内容の表記を変更すればいいのではないのでしょうか。移動式のテント等屋外施設を整備しないとすばどうでしょうか。

事務局 : 委員のご指摘は、視察した施設にあったような、再生利用なものを抽出・展示し、来場者が修理し持ち帰る機能を言われているのでしょうか。

委員 : スペースを設けるべきではないのでしょうか。

委員 : 山本委員が言われているのは、再生品展示コーナーでカバーできると思います。フリーマーケットは、不特定多数の人が店を出すことですので、公民館や福祉関係等色々な事業主体で実施できるものです。たくさんの方がフリーマーケットを行えるようなテント張りの施設は整備しませんが、他の団体が行うフリーマーケットに組合の再生品を展示することは考えていくようです。

事務局 : これから検討していきます。

委員 : 再生したものが施設で展示されていても、持ち帰られない可能性があるのも、他のフリーマーケットに出すことも考えられておられるようですが、組合が施設内で設備を整備し、組合主導で施設内でフリーマーケットが開催されるようにするのですか。

委員 : そこまではしません。ただし、心配されておられた展示するコーナーは整備されます。

委員 : 新品に近い不用品も多いと聞くため、これらを持ち帰ってもらえるような倉庫的なものを整備すれば、減量化につながるのではないのでしょうか。一定期間、持ち帰られないものについては、処理すればよいのではないのでしょうか。

委員 : 施設にたくさんの方が集まることは期待しにくいです。施設で展示されている不用品についての情報を住民の方に知ってもらう良い方法を考える必要があります。また、施設に来て頂かなくてもいいように、市街地の空店舗等で展示するという方法もあると思います。

委員 : ただし、民間の商売の邪魔をしてはいけないと思います。

委員 : どのような施設を整備するかの議論に戻るべきではないのでしょうか。

委員長 : 運用面になると議論が発散しますので、整備すべき設備の内容として、表 2 にもどり、この案でよいかの議論に戻りたいと思います。家電製品については修理工房を整備しない、フリーマーケットについては専用スペースを設置しないということですが、組合提案でよろしいのでしょうか。

委員 : 部屋についてはみなさん同じ意見だと思います。規模については、あまり大規模

なものではなく、必要最小限の規模ということも必要ではないでしょうか。

委員長：部屋についてはこれでよろしいでしょうか。

委員一同：了解

委員長：施設については、やみくもに費用をかけず、効率的な運用を望むということでもよろしいでしょうか。

委員一同：了解

委員：議論になった点についても、新品に近いものが出てきた場合は、展示コーナーに展示するという運用面で対応可能と思います。

委員：資料 P18 について、今後、小学校では環境教育・ごみ問題・地球温暖化等の学習が充実されてくると思います。小中学生に対する情報の提供の場になり、カリキュラムの一つとして年に 1 回来て頂けるような施設にして頂ければと思います。

委員長：事務局、どうでしょうか。

事務局：小学校 4 年生の総合学習の中で、環境学習として多くの児童が訪れます。従来通り、十分配慮したいと思います。

委員：文言を修正されてはどうでしょうか。

委員：小中学生の環境教育への配慮について表記して頂けないでしょうか。身体障害者や親子連れと同様、明記すればどうでしょうか。

事務局：身体障害者や親子連れの記載は、バリアフリーやシックハウス症候群の予防策等としての設備や表示を想定しています。

委員長：ハード的な配慮になると思います。小中学生の配慮については、機能面になりますでしょうか。

事務局：資料 P18 の表記は「必要と考えられる。」としておりますが、「必要である。」に訂正願います。

委員長：小中学生への教育を行う部屋はどれになりますか。

事務局：会議室での説明や展示コーナーの文章の内容について、できるだけ分かりやすくというような配慮を行うことで対応できると考えています。

委員長：環境学習コーナーの整備内容を修正されるのでしょうか。

事務局：地域活動・コミュニティ形成支援の場に追記する形でよろしいでしょうか。

委員長：具体的にはどのような記載になるのでしょうか。

事務局：小中学生の環境学習の場とは、設備・スペースを想定されているのでしょうか。それとも環境学習をするような機会なののでしょうか。ハード面でしょうか。ソフト面でしょうか。

委員：ソフト・ハードを含め、小中学生が学習できる機能・内容を持っていることを明確にして頂きたいということです。

事務局：そうであれば環境学習コーナーとなります。

事務局：環境学習コーナーの整備内容に小中学生に配慮する記載が想定されます。

副委員長：自転車のパンクの修理方法、手入れ等の工房における小中学生への説明につい

でも無縁ではないと思います。P14 の備えるべき機能の前提で、追記すればよろしいのではないのでしょうか。

委員 : 見学時の窓のサイズ・高さ等の設計についても小中学生への配慮はあると思います。

委員長 : P14 の網掛け前の説明部分に、「なお、小中学生の環境学習に配慮します。」等を追記するとの提案がありましたが、事務局は如何でしょうか。

事務局 : 文案を検討いたします。

委員 : 新温泉町のリサイクルセンターとの役割分担はどうなるのでしょうか。

事務局 : 新温泉町のリサイクルセンターには啓発機能はありません。なお、新温泉町の燃やさないごみ・粗大ごみ・蛍光灯・乾電池は新施設に搬入されますが、それ以外の資源ごみは新温泉町で処理されます。

(2) 公害防止条件について

事務局より資料 3 について説明 (質疑応答及び協議は次回)

委員 : P25 の鉛の排水基準については、上乘せになるのでしょうか。

委員長 : 次回までに事務局で確認願います。

5 その他

(1) 次回の開催日について

日 時 12月19日(火) 13:30～

場 所 日高農村環境改善センター6号室

検討事項 ・ 検討委員会取りまとめ案について

事務局 : 次回は、12月19日(火) 13:30 から、日高農村環境改善センター6号室で実施します。本日説明しました公害防止条件についてご検討願います。また、啓発機能について修正した資料をご確認願います。また、できましたら今までの取りまとめ案をご協議頂きたいと考えています。なお、次回委員会も公開でよろしいでしょうか。

委員一同 : 了解

委員 : 汚泥焼却による減額効果の根拠および 24t の減量に関する資料を次回ご提示願えないでしょうか。

事務局 : 汚泥焼却の減額効果については、担当部署が異なりますので、可能な範囲でお答えしたいと思います。

6 閉 会

副委員長：長時間に渡り，活発なご意見を頂き，ありがとうございました。